

## 工事費内訳書の取扱いについて

建設工事の入札にかかる工事費内訳書の取扱いについて、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 工事費内訳書の提出が必要な工事

予定価格（税込）130万円超の建設工事について、工事費内訳書を提出するものとする。

#### 2. 工事費内訳書の提出方法について

##### (1) 電子による入札案件

###### ① 予定価格（税込）130万円超かつ3,000万円未満の案件

電子入札システムにて、入札書提出時に「工事費内訳書」に内訳金額を入力するものとする。

###### ② 予定価格（税込）3,000万円以上の案件

電子入札システムにて、入札書提出時に工事費内訳書をファイル添付するものとする。

##### (2) 紙による入札案件

入札書に工事費内訳書を同封するものとする。

#### 3. 工事費内訳書の様式について

上記2の(1)の②及び(2)の場合における工事費内訳書の様式は、原則として「工事費内訳書（建設工事関係）」（第7号様式（第11条関係））を使用するものとする。

ただし、案件ごとに個別の様式を定める場合には、当該様式を使用するものとする。

#### 4. 工事費内訳書の審査について

(1) 工事費内訳書の審査は、開札後、落札決定前に、落札候補者について行う。

(2) 工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する場合は、その者を落札外とする。

① 工事費内訳書の提出がないもの

② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

③ 記載すべき事項が欠けているもの

④ その他不備があるもの（例：工事件名の誤記、計算の不整合 等）

## 5. その他

- (1) 落札候補者以外の者の工事費内訳書の不備等が明らかになった場合においても、落札者の決定等、その後の入札事務の進行を妨げないものとする。
- (2) 入札書に添付された工事費内訳書は変更契約等の基礎とはならない。